

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第12回 議事録

1 日時：平成19年3月9日（金）16:00～17:30

2 場所：霞ヶ関東京會館 ゴールドスタールーム

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高田 真治、高橋 伸子、田胡 修一、所 眞理雄、土井美和子、中村伊知哉、長田 三紀、野坂 章雄、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴

（以上27名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、杉原 佳堯（インテル株式会社）、坪内 有一（社団法人電子情報技術産業協会）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、畑中 康作（インテル株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

鈴木情報通信政策局長、寺崎政策統括官、中田官房審議官、勝野官房審議官、藤島地域放送課長

4 議題

（1）いわゆる「コピーワンス」の今後の取り扱いについて

- 事務局より、資料1に基づき、コンテンツの保護に係る機器の動作等について説明。
- 事務局の説明は合っていると思うが、現行のコピーワンスでは、HDDやDVDに蓄積されたものを、アナログインターフェースから出した場合は、コピーもムーブも不可という意味である。受信した時にリアルタイムでアナログ端子に出る時は、CGMS-Aはコピーワンジェネレーションで出るため、記録できることになる。
- 一瞬ハードディスクに入り、3秒後に再生するといった追っかけ再生機能は、録画しながら再生しているため録画と同じふるまいとなる。録画したものを少々後で再生することは、録画したものを再生したことと同じなので、アナログ端子には出てこない。
- 第3次中間答申では、地上波テレビ放送をEPN運用に変えられないかと投げかけら

れたと思うが、その運用を変えられるのか、変えられないのかについて、きちんとした答え、説明をいただきたい。例えばコピーワンスにしる、運用規定を変えたCOG、コピーワンジェネレーションにしる、なぜ何らかの制限を掛けなければいけないのか、例えば変えられないとしたら、なぜ全ての番組がEPN運用にできないのかについて、答えをいただきたい。

- テレビで放映する邦画に関しては、複製による二次利用で回収するビジネスモデルということで、どのような強さの制限が適当かは別にして、そこには何らかの説得力があった。
- その他について、説得力ある説明がなかったとする理由の1つは、二次利用をほとんどされていないということ。無料広告放送であり、放映した時点で収益を回収されていると思うが、複製されることでどのような被害、実害があるのか。1回放映することでビジネスが成り立っているはずのものが、何回か複製されることによって、どうして損害になるのかが分からない。
- もう1つの理由は、DVD媒体には、そもそも標準画質でしか入らないという点。アナログ放送をDVDで録る限り、コピー制御はかかっておらず、世代制限も個数制限もかからず、DVDレコーダー発売時から無制限状態が続いているが大混乱が起きたとは聞いていない。地デジになりハイビジョンになったが、地デジチューナーで受けてもDVDには標準画質でしか入らず、アナログで受けるのと同じ標準画質のコピーになるが、ハードディスクの中は消え、二度と1枚以上増えない状態になる。この利用利便の差は大変なもので、アナログ放送を止めない方が嬉しいという声につながる。なぜ何らかの制限をかけなければいけないのか、なぜ全ての番組をEPN運用にできないのか、その答え、その理由、それについて検討したかも含めて、全てのテレビ局の方にお答えいただきたい。
- 全ての番組をEPNにできない理由は、現行の番組調達、番組制作では、プロ、一般、国内・国外、様々な出演者の方がいる中で、EPNというJEITA、メーカーから提案があった改善方法では、世代も個数も管理できないため違法コピーが流出する恐れが極めて高い。ネットへの流出は防げるということだが、現状、日本の違法コンテンツの流出は、DVDに焼かれてオークション等に出品されることが多いため、そこに抑止の手段を持たないEPNは、取り得ない。
- EPNは実質的にはコピーフリーに近い仕組みであり、実際にこれからコンテンツ流通が促進され、その産業をさらに発展させるという意味では極めて問題がある仕組みだということは、既に議論が尽くされていると理解している。
- EPNは枚数も世代もコントロールできず、ネット送みだけが封じられる。それは今

後のコンテンツ流通に重大な支障があるので、我々は受け入れられないと再三申し上げている。部分的なEPN運用については、民放の場合、ごく一部の可能性を模索することはできるが、蓄積してダビングを繰り返したり、何枚もコピーがほしいというような番組は、EPNが最もなじみにくいものでもあるため、検討しても視聴者、消費者に満足いただけるものにはならないだろう。

- 部分的にEPNを混在した場合、運用上、あるいは視聴者も、それがCOGか、EPNが分からないまま録画して、それを次の段取りをしたときに、意外な感じで裏切られてしまうような混乱も起こりうるため、部分EPN、部分COGもかなり難しい。
- 同一筐体内をCOGとするという話には少し抵抗があり、枚数制限等が必要と考えているが、色々な可能性を模索する中でそのような案も出て、COG前提の運用改善において消費者も我々もメーカーも納得ができる方向性を探ってきたと考えており、これまでの議論経過を踏まえた提案なり、新たな妥協というか、協議が進展するようにお願いをしたい。
- 民放は無料広告放送なので、1回のオンエアで大体ビジネスが成立しているというのは誤解。コンテンツの流通に向けては、色々な問題があるので、色々な観点からの調整が必要であるが、放送番組はビデオや様々なメディアを通じて販売しており、二次利用にとってマイナスにならないような形での放送の仕組みは、基本的に重要な部分である。
- デジタル化が実現した際に、どうすれば正しい二次利用、正しい私的利用がなされるかを考えたときに、COGという結論になったと思う。現状のCOGがムーブの失敗等を含めて色々な問題が起こったので、それをどのように消費者にとって使いやすくするかという議論をしている。私的利用の範囲という観点からは、現状のCOGでとやかく言われる部分はないと思うが、使いやすくする範囲はどの位が適切なのか、もう少し利便性の向上を図るためにはどうすればよいかという議論をしていると理解。
- EPNはコピーフリー、という認識をメーカー、その他の方も持っているという前提だが、何らかのコピー制限は必要である。それと分からないような方式で何らかのコピー制限ができるならば、一番好ましいという中で、COGで世代管理をすることができ、場合によっては、それに加工を加えた上で枚数制限できるかもしれないという手法を含めて、コピーワンスから何らかの改善しようという議論が進められたと認識。
- EPNとCOGのどちらかに倒す、あるいはまだら運用というのは、我々が色々なソフト、コンテンツを調達する際には、通常1つのコンテンツには複数の権利者が介在しており、その複数の方がこうしてほしいというステータスを別々に言われた場合に、調整が相当難しくなり、作品そのものが成立し得ないこともでてくる。
- ジャンルで運用方針を決めることも難しく、また、作品ごと、俳優ごとのステータス

も放送事業者が勝手に決めることはできず、権利者の方々と協議した上で、どのような形がよいかを検討していかなければならない。COG下におけるコピーワンスではなく、それを踏まえた上での運用改善も含めて踏み込み、権利者、消費者、メーカー、その他の方々と踏まえた合理的に十分納得できるものであれば、対応していきたい。

- EPNについて、技術な設備の変更や、報道、情報、スポーツ、娯楽（映画、ドラマ、歌、バラエティ）といった番組がどこまで対応できるのかについて、検討している。EPNにしてほしいと仮に言われたものは、場合によってはEPNにならないケースがあり、EPNでやってみたが、結局、消費者にとっても利益にならないという結果を生みかねない。現状ではCOGをベースにして運用改善を図った上で、利便性が向上できれば踏み込んでいきたい。
- DVDでアナログは無制限にコピーができたというが、そもそもVHSの時代には、画像が劣化するうえに1時間のビデオテープのコピーに1時間かかった。DVDレコーダーの出現により、非常に簡便に、速く、画質が維持されたままのものが簡単にできるようになり、結局はオークション等に出て、不正流出が非常に蔓延した。アナログDVDがコピーフリーだからよいではないかということではなく、そこにはやはり問題があると考えている。
- EPNは、デジタルのコンテンツが無制限にコピーされてしまうのであれば、何らかの問題があると捉えざるを得ない。また、テレビ放送は二次利用をしていない、ほとんどしていないからよいではないか、という話だが、この委員会では放送番組もこれまで以上に流通していかなければならない、二次利用していかなければならないという視点に立っており、そのためにはどのようにすべきかについて考えていくべきだと思う。
- NHKの教育テレビ番組での一部EPN化であるが、現在検討を行っているものの、例えばアナログで3チャンネル、デジタルで2チャンネルある教育テレビの番組すべてがEPN化できるかという、いわゆる教育番組であっても、様々なタレントや音楽家、作家が関わっている番組が多いため、その方々の了解を頂けるかどうかも含めて考えなければならず、今の時点で、どの番組がEPNにできて、どの番組がEPNにできないかを明示的に示すのは難しい。できないということではないが、すべてができるということにはならないということ。
- 普通の消費者が困ると言っていることに対して、きちんと答えて頂けてないと感じる。平成16年諮問第8号から1次答申、2次答申が出て、やっと3次答申で動き出したと認識。二次利用でマイナスにならないような仕組みを、今までのコピーワンスではないCOG、枚数制限で技術的にできることはないのかについて検討頂けると思っていたが、できないよだということだけで、なぜできないのかという説明が非常に不十分であり、

そもそもこのような平場で議論をして、皆で納得しようという域には達していない。

- 既に購入した消費者をどう救うかという視点で、放送事業者、それ以上にその機器を提供したメーカーがどう考えてきているのか。納得のいくメッセージを出して頂かないといけない。最初の頃から出ている論点、なぜ海外諸国に比べて厳しいことをしなければいけないのか、有料放送と無料と一緒に論議しなければいけないのか等も一般消費者に明確に説明できるような状況に至ってない。もう既にレガシー機器を持っている人達をどうするのか、どこまで救うのか、どの人達にはあきらめて頂かないといけないのか等を説明すべき。消費者は既に財布を開いて代金を払っており、ある日突然、あなたの機器はダメと言ったら大変失礼な話になる。
- J E I T Aは、消費者を救うという方向ではなく決めていること自体に重大な問題があるのではないかと。3月6日の朝日新聞に、地デジ移行でアナログテレビ最大6,400万台がゴミになるとあり、翌日の読売新聞では、テレビ廃棄2,600万台とあった。2月7日にはブラウン管がなくなるという報道もあり、薄型テレビ99.何%というような予測数字も出ている。メーカーの方々にこの問題をお伺いしたい。
- 既存の購入は300万や800万台とあるが、J E I T Aとしては検討の結果E P Nという解しかない。既に機器を売っており、後で地デジチューナーを買うという前提に立つと、結局はコピー制限なしにしないとできない。E P Nはアナログだと出力保護、エンクリプションは掛からないので、基本的に救済になる。多分、他の解では、既に売ったものはどうしようもないので、後は買い替えて頂くしかないということは事実としてある。この場合、地上デジタルに後から購入して対応する方に関しては、今の所、基本的にはコピー制限はないものしか答えがない。
- ゴミの問題は経済産業省の審議会で、地上デジタル移行時のリサイクル能力の問題があがっており、J E I T Aの委員がプレゼンテーションし、新聞記者が、6,400万台がゴミになるという記事を書いた。
- デジタル衛星放送の取り決めから地上デジタル放送、A R I Bの取り決めに至る過程で、メーカー側が消費者の皆様方のご意向を十分反映できなかった形で決まったことについては大変残念に思っている。消費者の方々の立場を色々代弁すべきだったと反省している。
- 今まで売った商品についても、できるだけ消費者の負担を避けつつ、できるだけ制限の少ない形で楽しんでいける方向を考えていく必要があるという立場でこの会議に出席しており、実際にその方向で決めるかどうかは、他の権利者団体、放送局等、色々な関係者がいるので、そこで議論をしなければいけないが、結局、何をしなければいけないのか、消費者がやりたいことは何なのかを言っただけであれば、それに対して機器はど

ここまで対応できる、過去との互換性はどこまで取ることができるかをお答えできると思う。アナログ出力の扱いもふくめ、色々洗い出して、皆様のご要望に添えるような形で機器を作っていく。消費者の皆様にご購入していただかないとメーカーはビジネスができないので、基本的にそのように考えている。

- 放送局は、それぞれ何故E P Nができないのかという説明をされたが、その中で必ず権利者との関係を言っていた。ところが、コピーワンスの規定を決めるときは、権利者が同席されて一緒に議論された訳ではなく、そこには当然消費者もいなかった。従って、権利者のことだけを考えて、地上デジタル放送にも有料と同じような制限を掛けようと考えたのかどうかは不明である。
- デジタル放送の完全開始まで1, 600日を切ったと聞いている。それまでの間に消費者はどうしたらいいのか。DVDレコーダーの売上が非常に落ちていると新聞の報道にもあったが、どうも変、今買ったら損、もしかしたらアナログのままでもいいかもしれない、という消費者の率直な気持ちが広がっているのは事実。
- コピー制限をCOGに変えることになったとしても、消費者は無料の地上デジタル放送に制限を掛けるのはおかしいと考えている。何を選択してよいかも分からないまま1, 600日が過ぎ、レガシーの人達も増えていくという事態は非常に問題。今何がいいのか、次のステップにどうしていくのか、早急に議論を開始したい。こうなるので、このような順番で買い替えて下さい、というものがよく分かるように、この1, 600日をどのように過ごせばよいか分かるような提案を早急にしていく必要がある。
- 最終的に機器を買うのも消費者、テレビコマーシャルの会社のものを買うのも消費者なので、消費者の意見を必ず平場の議論に入れていただきたい。どのようなステップで進めていくのがよいかについて、意見を言わせていただきたい。権利者の方々も同じような立場だと思うので、これから先どのように地上デジタル化に向かって進んでいくのか、そしてその後、デジタル化が終わった後に、どのように進んでいくのかを議論させていただきたい。
- B-CASカードの問題等、この1, 600日の間に何が起こるのか分からないような状態のまま消費者を放っておく時期ではない。既に売ってしまったものは、手当てのしようがないとメーカーの方が言われたが、特にムーブでよいという方は別として、ぜひ替えていただきたいと思った消費者に対して、何のサービスもできないのか、そこも含めてきちんと議論をした上で、どうしたらよいかという議論に参加させていただきたい。
- 映画制作者として、コピーフリーは容認できないというのが前提である。最近、急速にデジタル技術が進歩し、著作物の利用の機会が増大し、流通も活性化している。それ

が文化の発展にもつながるだろうということで、ユーザーの立場としてはその恩恵を享受しているが、一方では、複製機器等の媒体が非常に便利になり、至便性が格段に向上したため、著作権者の利益を害する行為を誘発していることが事実としてある。

- デジタル化による著作権侵害は様々あるが、2000年頃から顕在化したものに、映画館でのスクリーンの盗撮がある。DVDを購入するような感覚で簡単にスクリーンを盗撮し、公開間もないコンテンツを丸ごと入手して、それが海賊版として不正流通に結びついている。デジタル放送への移行も同じであり、アナログ時代には考えられなかった高品位な複製物が簡単に、規制をかけなければ無制限にできるという意味では、デジタル技術の進歩による著作権者へのデメリットの1つである。盗撮は法律で対応しようとしているが、同じ技術革新から生まれた地上波デジタル放送の録音録画の問題は、この場で複製に対するある種の制限を導き出していただかないと、権利者としては非常に困る。DTCPに関わらないローカルルールの部分でどのような制限ができるのか、議論の余地があれば議論を尽くしていきたい。
- EPNはコピーフリーであり、世代制限できない。ある種の消費者が望んでいるレベルから比べてオーバークオリティであり、そこから作られた光ディスクのそれぞれがマスターになり得る。4枚コピーが取れば、4台の機械で量産ができる。その意味でEPN、事実上のコピーフリーはオーバークオリティであり、権利者として容認できない。これは、12月の時点である程度コンセンサスを得ている話である。
- 現行のコピーワンスルールは、権利者の知らない所で決まっており、さらにムーブの失敗等、商品としてそのまま継続できるものではないと思うので、コピーワンスの見直しは必要である。
- EPNを主張するJEITA以外の方々は、新しいルールを作ることに前向きであり、反対はしないと言われている。にもかかわらず、またEPNという話があり、放送事業者が同じ回答をするという話を繰り返すのであれば、あと1回しかないこのスケジュールの中で、結論が得られるのか。得られないとすれば、誰がどのように主張した結果、結論が得られなかったということを報告書に書いていただきたい。
- 日本のNHK公共放送、無料広告放送等は、公共性が高いということで保護されている事業だと思う。それに対して、コピー制限を掛けることが当然だと言われているが、論理的ではないのではないのか。DVDは標準画質なのに何故だめなのか、全ての番組が何故コピーワンジェネレーションでなければいけないのか、全てをコピーワンス、あるいは個数制限する必要がどこにあるのか。それに対する答えが1つもないまま、運用でワンジェネレーションに変えられるのではないのかというが、海外では1つも掛けていないコピー制限を公共放送に掛けている理由が全く分からない。教育テレビに出演してい

るタレントが、コピー制限がなければ出ないと本当に言っているのか。少し茶番のような答えが繰り返されており残念だ。

- DVDレコーダーが発売されてから無制限にデジタルブックができていたにもかかわらず、地上デジタル放送が始まってコピーワンスになった際に調達費用は下げられたのか。コピーワンスにより格段に厳しくなったはずであり、調達費用が下がったのであれば納得できるが、聞くまでもなく下がったことはないと思う。緩くする以上、調達上に何かマイナスになるという論理は、消費者や著作権という問題と全く関係のない、交渉の駆け引きとしか考えられない。
- EPNでは困るという権利者がいて、今のコピーワンスでも困るという消費者がいて、それらの事例について検討する場ではないか。無料放送についてコピー制限が掛かっているという最初の議論に戻るのか。EPNは権利者にとってノーであると回答した。EPNと今のコピーワンスルールの運用の間に方法があることが分かったので、それについて事務局が整理した事例ごとに、どれがよいのか悪いのか、できるのかできないのかという話をすればよい。
- 技術的に難しいことも含めてだが、理想を言えば、もし見直しがある場合、今まで買った人も、これから買う人も同じ条件であるような分かりやすいルールを求めている。制限をかける理由が納得できないだけであり、普通の消費者にとって、無制限にコピーできる必要はない。制限が掛けられていると感じないような回数で、使いやすく、機器による差がなく、分かりやすいものであればよい。
- コピーワンスは権利者不在で決められており、もちろん文句があるだろうが、それに耐えていただきこれまでやってきていただいた。その上で、コピーワンスを改善する、これはコピーワンスではなくなることを意味すると思うが、その協議に応じていることにご理解いただきたい。消費者のニーズがどこにあるのか、具体的に幾つか指摘があった。レガシーの問題、皆が使いやすいもの等については、ここで改めて検討すればよい問題である。以前はこのような場がなかったので、放送事業者は悪口を言われても踏み切らざるを得なかったことにご理解いただきたい。
- 2011年に向けて時間がなくなってきているので、そろそろ結論を出すべきである。異なる立場の意見も分かるが、原理原則論の主張ばかりでは、このまま終わってしまい、委員として名を連ねている全員が何も出来なかったとして、その責任を問われることになる。少なくとも、今のコピーワンスが一般消費者に非常な不便を強いていることに間違いはない。ベストソリューションを主張するのではなく、セカンドベストを目指すことも必要ではないか。妥協点を探るといって解決が求められる時期にきていると思う。この検討会がその方針を決めるに当たり、責任ある場であるということ認識した上で議

論を進めていくべきである。

- EPNかCOGかという究極の二択になってしまうと合意が形成されるのは事実上無理だと思う。権利者や放送局が言うように、EPNはコピーフリー（出力保護つき）であり、ユーザーから見ると、現行のCOGは実際にはコピーネバーである。

お互い現状には問題があるという観点に立ち、これを少しでもよくして、なるべくユーザーに受け入れてもらえるような仕様を検討すべき。また、現行COGの採用や技術規格の策定関係者に責任があったかといえどももちろんそうだが、関わらなかったことにも責任があると思う。これまでの様々な経緯や当時どうであったかという話は言い出しても建設的でない。いずれにせよ現状を踏まえ、より良いものを探るといふ姿勢で今後の議論をお願いしたい。

- 海賊版業者は一部の不屈き者の話、と消費者の方々は言われるが、デジタル時代・ネット時代は、海賊業者が困るほど瞬時にコンテンツが流通してしまう。例えばレコード協会が発表している、違法な無料の着うたのダウンロードは、多くの中高生が利用している。悪気なく犯罪者になってしまう可能性がある。アナログ時代にはできなかったが制限が、デジタル時代になるとできる、という技術を喜ばしいと思って、よい方に解釈していただきたい。

- 善良な一市民が、なぜ無制限のコピーにこだわるのか、納得できるような正統な理由を回答いただいていない。デジタル時代では一未成年でも犯罪者になる。権利者はコピー禁止を大前提にしているのではなく、コピーした人に対して法律的に厳罰にしたい、懲罰的な損害賠償もやって欲しいと言ったこともあるが、現実的に難しいので、犯罪者を生まないためにどうするか、デジタルで何とか国益を守って、アジアのマーケットに自分達のソフトを出す。それにより、これから厳しくなる日本のマーケット以外で稼げるようにしようという前向きな話をお願いしたい。

- 今日の議論は激しい意見の応酬に思われるかもしれないが、実際は、今までの意見の確認でもあり、アナログ時代からデジタル時代への技術変化に対して、良質なコンテンツを流通させることのできる強いマーケットが、使いやすく発展しなければならないという点で目的は共通している。今までの仕組みでは良くなかったところがそれぞれに存在するので、改善できる所は改善して進めるということも、ほぼ全員一致で議論している。

- 現状使用しているコピーワンスなど、2011年までに何とかしないといけない課題が存在する。DVDレコーダーの売上も不振ではいけない。デジタル放送対応のテレビの普及や2011年のアナログ停波への準備も滞ってはいけない。これら山積みの課題を鑑みて、権利者の主張するデジタルコンテンツのビジネスとしての発展も含めて、ま

ったく落とし所、考え方、提案がない訳ではない。今の時期においてどのような解決策を講ずるべきか、まだ、確定しているわけではないが、今までの反省点が改善される方向に押し進めていきたい。大きな混乱なく2011年を迎えるためにやることと、2011年から先にコンテンツ産業が発展していく基盤を次の世代のために作るという両方の意味で、この検討委員会で、課題解決に向けた第一歩を踏み出すことは大事である。

- これまでも色々な意味での議論や、状況把握について、コミュニケーションも図っていただいたが、取りまとめに向けて皆様のご協力をお願いして、必要に応じて個別にお話もさせていただく。限られた時間の中で十分に準備をして、可能な提案を検討したい。

(2) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、今後の検討スケジュールにつき説明。

以 上